

大阪府飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、飼料価格の高騰により大きな影響を受ける府内畜産農家の経営の維持・安定化を図るため、飼料価格増額分に要する経費に対し、予算の定めるところにより、飼料価格高騰対策事業補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、事業実施主体（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に百円未満の端数があるときは、百円未満を切り捨てる。

(事業実施計画の提出)

第3条 補助事業者は、事業を実施するにあたり、大阪府飼料価格高騰対策事業計画承認申請書（様式第1号）及び事業計画書（配合飼料価格高騰対策事業は様式第2-1号、輸入乾牧草価格高騰対策事業は様式第2-2号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ大阪府飼料価格高騰対策事業計画変更承認申請書（様式第1-2号）及び事業計画書（配合飼料価格高騰対策事業は様式第2-1号、輸入乾牧草価格高騰対策事業は様式第2-2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請は、大阪府飼料価格高騰対策事業補助金交付申請書（様式第3号）を知事が定める期日までに知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式第4号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第5号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(経費配分の軽微な変更等)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20%以内の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号に規定する知事の定める軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

- 3 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府飼料価格高騰対策事業補助金補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府飼料価格高騰対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

（補助金の経理）

第6条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

（補助金の交付の申請の取下げ）

- 第8条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して15日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告は、大阪府飼料価格高騰対策事業補助金補助事業実績報告書（様式第8号）を、知事が必要と認める書類を添えて、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業が完了した日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行わなければならない。

（補助金の交付）

- 第10条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るために必要と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付する。
- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、規則第13条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後、速やかに大阪府飼料価格高騰対策事業補助金交付請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
 - 3 第1項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日以後、速やかに大阪府飼料価格高騰対策事業補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 規則第16条に定めるもののほか、第4条第3項ただし書により交付申請をした者は、第9条の大阪府飼料価格高騰対策事業補助金補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額報告書（様式第11号）により、速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月15日までに、

同様式により知事に報告しなければならない。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和４年１０月２６日から施行する。

附則

（施行期日）

１ この要綱は、令和５年８月７日から施行する。

（経過措置）

２ 改正前の大阪府配合飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱により令和４年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

１ この要綱は、令和６年１月１９日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後の大阪府飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

１ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後の大阪府飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後の大阪府飼料価格高騰対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。